特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	国民年金関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊方町は、国民年金関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
愛媛県伊方町長

公表日
令和1年6月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関連事務
②事務の概要	国民年金法等のほか、地方自治法に基づく国民年金市町村事務処理基準に定めるところにより事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る申請・届出・申出の受理・事実の審査及び報告等 ②給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理・事実の審査及び報告等 ③保険料に係る付加・免除・学生納付特例又は納付猶予の申請・届出・申出の受理・事実の審査及び報告等 ④現況届または所得状況届の受付・報告等 ⑤年金生活者支援給付金連名簿の受付・報告等 ⑥その他、厚生労働大臣及び日本年金機構との協議による協力連携事務
③システムの名称	国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名
国民年金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総務課 TEL:0894-38-0211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総務課 TEL:0894-38-0211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月18日	公表日	平成２７年３月４日	平成２９年１月１８日	事後	
平成29年1月18日	Ⅰ関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 国民健康保険法及び関係する法令等に基づき、町民からの国民年金に関する届出等の受理及び日本年金機構への報告を行う。本件事務は、地方自治法に規定する第一号法定受託事務である。 【事務の内容】 ①第１号被保険者及び任意加入者の資格取得・喪失等の届け出の受理・報告に関する事務 ②第１号被保険者及び任意加入者の住所変更、氏名変更等の届け出の受理・報告に関する事務 ③保険料免除の申請受付に関する事務 ④老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等に関する裁定請求書等の受理・報告に関する事務	国民年金法等のほか、地方自治法に基づく国民年金市町村事務処理基準に定めるところにより事務を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る申請・届出・申出の受理・事実の審査及び報告等 ②給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理・事実の審査及び報告等 ③保険料に係る付加・免除・学生納付特例又は納付猶予の申請・届出・申出の受理・事実の審査及び報告等 ④現況届または所得状況届の受付・報告等 ⑤年金生活者支援給付金連名簿の受付・報告等 ⑥その他、厚生労働大臣及び日本年金機構との協議による協力連携事務	事後	
平成29年1月18日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
平成29年1月18日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長　菊池嘉起	町民課長　中田克也	事後	
平成29年1月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成２７年２月２８日　時点	平成２９年１月１０日　時点	事後	
平成29年1月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成２７年２月２８日　時点	平成２９年１月１０日　時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法　律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一31の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法　律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一31の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条の2	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長　中田克也	町民課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月20日	Ⅱ閾値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ閾値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		（項目追加）	事後	様式改正に伴う追加